

福岡市消費生活審議会（第33回）

議 事 資 料

- 資料1 福岡市消費生活審議会委員名簿
- 資料2 第2次福岡市消費者教育推進計画の進捗状況について
- 資料3 令和4年度事業概要

## 福岡市消費生活審議会委員名簿

任期：令和3年4月1日～令和5年3月31日

区分	氏名	所属団体・役職
学識経験のある者	おくたに 奥谷 めぐみ	福岡教育大学教育学部 准教授
	とくもと みのる 徳本 穰	九州大学大学院法学研究院 教授
	ほしの けい 星野 圭	福岡県弁護士会
消費生活 専門分野	い で りゆうこ 井出 龍子	公益社団法人 全国消費生活相談員協会 九州支部
	はやし まみ 林 真実	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 理事・九州支部長
消費者	かたふち てらあき 片瀨 輝昭	福岡市自治協議会等7区会長会 代表 早良区自治協議会会長会 会長
	くりた ともこ 栗田 知子	福岡市南第11地域包括支援センター 管理者
	さかもと ゆき 坂本 由紀	福岡市PTA協議会 副会長
	なかしま あきひろ 中島 章博	公募委員
	ふるかわ かずよし 古川 和良	福岡市民生委員児童委員協議会 副会長
	みやもと なおつぐ 宮本 直嗣	特定非営利活動法人ゆめふうせん 理事
事業者	いしばし やすじ 石橋 靖仁	消費者窓口連絡会 会長
	まつふじ やすひろ 松藤 泰大	福岡県生活協同組合連合会 副会長理事
	みずたけ ひろし 水竹 浩	公益社団法人 消費者関連専門家会議 西日本支部九州地区部会 正会員

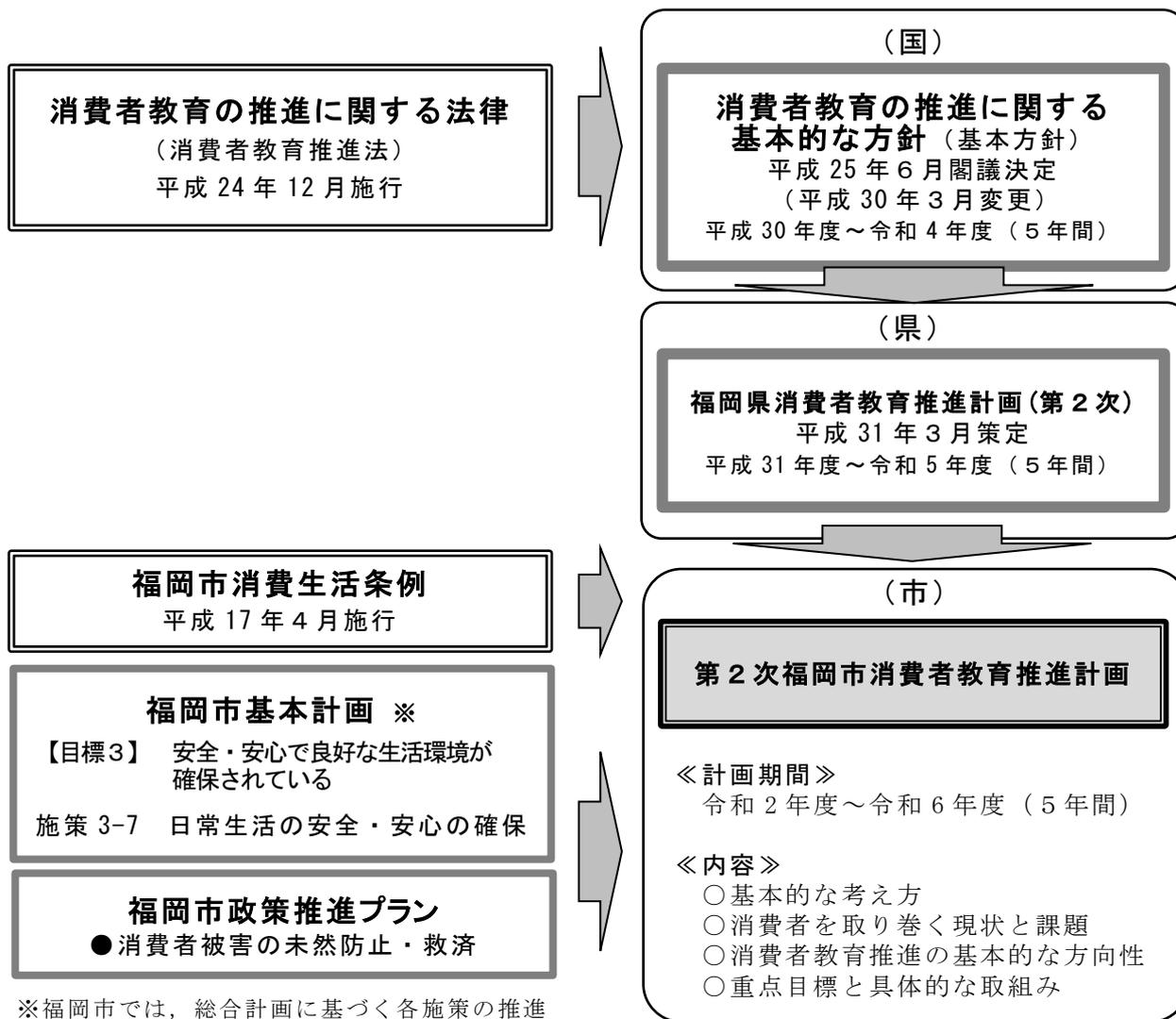
(敬称略、区分内五十音順)

- ※ 石橋 靖仁委員の任期は、令和4年5月12日～令和5年3月31日  
 片瀨 輝昭委員の任期は、令和4年6月22日～令和5年3月31日  
 坂本 由紀委員の任期は、令和4年6月22日～令和5年3月31日

## 第 2 次福岡市消費者教育推進計画の進捗状況について

## 1 推進計画の位置づけ

この推進計画は、国の基本方針及び「福岡県消費者教育推進計画」を踏まえ、福岡市における消費者教育の推進に関する施策についての計画を定めるもの。



※福岡市では、総合計画に基づく各施策の推進により、SDGs の実現に取り組んでいます。

## 関係法令

**消費者教育の推進に関する法律 (抜粋)**

(基本方針)

第 9 条 政府は、消費者教育の推進に関する基本的な方針を定めなければならない。

(都道府県消費者教育推進計画等)

第 10 条 都道府県は、基本方針を踏まえ、その都道府県の区域における消費者教育の推進に関する施策についての計画を定めるよう努めなければならない。

2 市町村は、基本方針(都道府県消費者教育推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県消費者教育推進計画)を踏まえ、その市町村の区域における消費者教

育の推進に関する施策についての計画を定めるよう努めなければならない。

**福岡市消費生活条例 (抄)**

(学習条件の整備及び消費者教育の推進等)

第 8 条 市は、消費者の消費生活に関する自発的な学習を支援するために必要な条件の整備に努めなければならない。

2 市は、消費者が主体的かつ合理的な消費生活を営むために必要な教育の推進及び知識の普及に努めなければならない。

## 2 第2次推進計画の成果指標

指標の内容	年	(策定時) 現状値	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	目標値
		平成30年 (2018年)				令和6年 (2024年)
商品やサービスの購入時に日頃からトラブル回避を心がけている市民の割合(注1)		80.1%	80.4%	82.0%	85.1%	90.0%
消費生活センターの認知度 <b>新規</b> (名前も相談窓口があることも知っている市民の割合) (注2)		80.5%	68.6%	72.4%	69.0%	85.0%

出典 (注1)：福岡市総務企画局「基本計画の成果指標に関する意識調査」

(注2)：市長室「市政アンケート」

## 3 第2次推進計画の重点目標と取組の方向性

重点目標1	児童・生徒及び若年者に対する消費者教育の推進
	①学校(小・中・高等学校・特別支援学校)での取組の推進
	②成年年齢引下げを踏まえた若年者に対する消費者教育の強化
重点目標2	高齢者・障がいのある人等に対する消費者教育の推進と見守りの強化
	①高齢者・障がいのある人等に対する消費者教育の推進
	②高齢者・障がいのある人等を支援する人等との連携の強化
重点目標3	高度情報通信社会に対応した消費者教育の推進
	①高度情報通信社会に対応した消費者教育の推進
重点目標4	消費者教育に携わる担い手の育成
	①学校における人材育成
	②地域等における担い手育成

#### 4 第2次推進計画の重点目標ごとの取組項目

重点目標	取組目標	測定	現状値 (30年度)	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	目標値 (令和6年度)
<b>重点目標1</b> 児童・生徒及び若年者に対する消費者教育の推進	児童・生徒及び若年者対象の消費者講座の実施回数	◇消費生活センターの事業実績	73回/年	53回/年	34回/年	27回/年	120回/年
<b>重点目標2</b> 高齢者・障がいのある人等に対する消費者教育の推進と見守りの強化	消費生活サポーターを有する校区・地区数	◇消費生活センターの事業実績	108校(地)区	107校(地)区	111校(地)区	109校(地)区	150校(地)区
	消費生活事業者サポーターの登録数	◇消費生活センターの事業実績	16事業者	23事業者	24事業者	25事業者	40事業者
	障がいのある人や支援者などを対象とする講座の実施回数	◇消費生活センターの事業実績	5回/年	1回/年	3回/年	1回/年	10回/年
<b>重点目標3</b> 高度情報通信社会に対応した消費者教育の推進	インターネットトラブル防止に関する消費者講座の実施回数	◇消費生活センターによる各局調査の実績合計	3回/年	11回/年	6回/年	10回/年	30回/年
	通信販売にクーリングオフ制度がないことの認知度	◇市政アンケート「通信販売には、法律上クーリングオフ制度がないことを知っている人」の割合	46.7%	54.7%	47.3%	42.5%	60.0%
<b>重点目標4</b> 消費者教育に携わる担い手の育成	〈再掲〉消費生活サポーターを有する校区・地区数	◇消費生活センターの事業実績	108校(地)区	107校(地)区	111校(地)区	109校(地)区	150校(地)区
	〈再掲〉消費生活事業者サポーターの登録数	◇消費生活センターの事業実績	16事業者	23事業者	24事業者	25事業者	40事業者